平成２２年（フ）第４５７号
静岡県袋井市下山梨1585番地の15　サンエイトＡ－202号室、前住所静岡県袋井市堀越1646番地の１　ジティハイム堀越102号室
債務者　花嶋　昭治
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
静岡県浜松市浜北区貴布祢280番地の32
債務者　袴田智嘉子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
長崎県佐世保市勝海町104番地１　アートインファーストハウスⅠ－205号、旧住所長崎県佐世保市平瀬町18番地
債務者　牧瀬　正人
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
長崎県西海市西海町七釜郷1622番地
債務者　森　　和敏
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
長崎県佐世保市花高１丁目６番３－205号、旧住所長崎県佐世保市広田１丁目31番18号第１コーポ森101号
債務者　山領　孝子（旧姓東島）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免390番地　若佐団地Ｂ棟303号、旧住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免597番地１　永田コーポ102
債務者　野中たみ子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地　県営住宅もみじが丘団地Ｂ棟1002号、旧住所長崎県佐世保市大和町1115番地　石橋アパート106号
債務者　指方　綾子（旧姓月野）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
熊本県球磨郡錦町大字一武1482番地１
債務者　坂本　美奈
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１３１７７号
東京都江東区毛利１丁目18－６－801
債務者　齋藤　　豪
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２７６号
東京都中野区弥生町２丁目50－３－202
債務者　村松登志枝
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３１７号
千葉県市川市大洲２丁目15－14－101
債務者　小野由香子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３７１号
東京都板橋区坂下２丁目25－６－405
債務者　佐野　里奈（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４６７号
東京都西東京市向台町４丁目21－45－831
債務者　佐野　博信
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６号
静岡市駿河区中村町419番地　センターヴィレッジ504号、前住所静岡市駿河区手越原262番地の８　第一マンション手越原304号
債務者　村井　晶子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１６号
静岡市葵区安倍口団地７番15－512号
債務者　秋山利江子（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部